

2009年2月28日

エヌ・イー・ディー・マシナリー株式会社

環境活動責任者 山川 博

環 境 マ ネ ジ メ ン ト

<環境方針>

1. 環境マネジメントシステムを確立することにより、企業活動・製品・サービスが環境に与える影響を的確に把握し、技術的・経済的に可能な範囲で、環境保全活動を実行・維持し、環境汚染の予防且つ継続的な改善を図る。
2. 環境負荷低減活動として次のことを推進する。
 - ①省資源活動の推進
 - ②省エネルギー活動の推進
 - ③公害に関わる環境影響の予防
 - ④環境に配慮した製品やサービスの提案・仕入・販売の推進
3. 環境に関連する適用可能な法的要求事項（法令・条例）、および同意するその他の要求事項を遵守し環境保全に努める。
4. 環境方針の遂行のために設定した環境目的・目標（実施可能な数値化したもの）を関連する部門毎に展開・推進し、定期的にレビューし、環境マネジメントシステムの継続的改善に努める。
5. この環境方針は文書化・実行・維持し、組織及び組織のために働くすべての人に周知するとともに環境教育等の啓発活動を通じ、環境に関する意識の向上を図る。
6. この環境方針は、一般の人が入手できるよう社外へ公表する。

<環境計画>

1. 環境管理システムの構築を会社全体で推進する。
2. 地球温暖化対策として、熱・電気エネルギー消費量の削減を図る。
3. 大気汚染に考慮して、可能な限り営業車を使わず、公共交通機関を利用する。
4. 水質汚濁に関して、給湯室・便所の利用は環境に配慮し適正に使用する。
5. 不燃廃棄物に関して、地域の決め事に従い、リユースとリサイクルに努め再資源化を図る。
6. 紙類、プラスチック類のリサイクルの仕組みを構築する。
7. 納入品の荷姿の改善、梱包材のリユース化・リサイクル化・運搬手段の省エネ化・効率化に積極的に取り組む。
8. 一般的にユーザーが定める禁止物質は可能な限り使用しない。
9. 可能な限り製品環境アセスメントを考慮した仕入先と取引する事を原則とし、それに配慮するように指導・要求する。

10. ユーザーへの納入品で緊急事態が起きた場合は、担当者が上長に報告後、直ちに環境活動責任者がメーカーもしくは関連機関に連絡する。
また、社内での緊急事態は発見者が上長に報告後、速やかに環境活動責任者が関連機関に連絡する。
11. 環境活動責任者は、定期または不定期に環境活動について内部監査を行い、現状・目標・改善点をレビューする。
12. 環境活動責任者は、ユーザーからの要請に対し速やかに環境関連物質の使用状況を報告する。
13. 環境活動責任者は、定期または不定期に環境関連の教育・訓練を実施する。
14. 環境活動責任者は、環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事するものには、別途適切な教育・訓練を実施して、受講状況を管理する。
15. エヌ・イー・ディー・マシナリー株式会社は自社の環境保全に関する情報を公開する。